

Aichi Labour Standards Public

ARK

Interest Incorporated Association

エー・アール・ケイ
マンスリー

2020 March

3

vol.534

公益社団法人愛知労働基準協会

ノースポール

CONTENTS

- 1 ・登録教習機関向け新型コロナウイルス関連での一般的なお願い
・当協会の新型コロナウイルス感染症への対応について
- 2-3 ・新型コロナウイルスを防ぐには
- 4 ・咳エチケット
- 5-6 ・2020年4月から中小企業にも「時間外労働の上限規制」が適用されます
- 7 ・災害発生状況
・作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について、「労働安全衛生法 第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する件」等の周知について（協力依頼）
- 8 ・愛知安全管理者交流会・愛知衛生管理者交流会・愛知THP推進協議会 幹事会
- 9 ・経営者セミナー
・危険体感教育
・2020年度 愛知産業安全衛生大会の司会者を募集します
・「令和元年度 愛知県『働き方改革』に向けた関係機関連絡協議会」が開催されました
- 10 ・セミナー開催案内
・2019年度 第2回合同部会（総務・安全・健康・賃金・時間・労災部会）の開催方法の変更について
- 11 ・技能講習等講習会予定表

登録教習機関向け新型コロナウイルス関連での一般的なお願い

愛知労働局

新型コロナウイルス感染症が拡がりを見せる中、愛知労働局 労働基準部 安全課・健康課より当協会に対し、2月19日付で以下の文書が発出されました。

平素は、労働安全衛生行政の運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、飛沫感染及び接触感染によりうつるとされており、重症化すると肺炎を起し、死亡例も確認されています。このため、発熱等の風邪の症状がみられるときには、学校や会社を休むことが推奨されています（別添1参照）。

こうした事情を踏まえ、貴機関におかれても、受講者等の健康の確保や感染拡大の防止の観点から、当面の間、下記にご留意をいただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 マスクの着用、アルコール消毒液の配備等を行うとともに、咳エチケット（別添2参照）等の一般的な感染症対策について周知すること。
- 2 発熱等の風邪症状が見られる者に対しては、講習の受講等について慎重にご検討いただくよう案内すること。
- 3 受講を見合わせた方等に対しては、次回講習への振替等の配慮を行うことが望ましいこと。

当協会の新型コロナウイルス感染症への対応について

(公社)愛知労働基準協会

当協会では以下のとおり対応しており、これはホームページにおいても公表しています。今後の状況により変更する場合は、都度ホームページにて公表します。

当協会では感染症の予防・拡大防止を図るべく、引き続き適切な講習会・セミナーの運営に努めます。

第3版：2020年2月26日

第2版：2020年2月26日

第1版：2020年2月21日

新型コロナウイルス感染症への対応について

公益社団法人愛知労働基準協会

○今後予定しております「講習会」は予定どおり開催いたします。

○今後予定しております「セミナー」の取扱いは以下のとおりです。

- ・3月13日の「民法改正セミナー」は予定どおり開催いたします。なお、開催日の前日（12日）までキャンセルを受付（参加費をご返金）させていただきます。
- ・3月4日の「優良事業場見学会」および3月9日の「第三次産業向け労務・安全セミナー」は開催を延期（参加費はご返金）させていただきます。開催日程が決まり次第改めてご案内いたします。
- ・3月6日の「『36の日』記念 働き方改革実現セミナー」は、非常に多くの方から参加の申し込みをいただいておりますが、感染症拡大防止の観点から中止とさせていただきます。

○感染防止のため、講習会・セミナーを受講いただく際は、可能な限りマスクのご着用をお願いいたします（マスクは各自でご持参ください）。

○発熱や咳などの症状がみられる場合には、受講を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

なお、講習会は、来年度を含めて受講日の設定があるものは、一部ご負担のうえ他の日に振り替えることができます（詳細は下記までお問い合わせください）。

以上

(お問い合わせ先)

- ・講習会 教育事業部 TEL: 052-221-1436
- ・セミナー 総務部 TEL: 052-221-1439

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴**です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

--

令和2年2月17日改訂版

感染症対策へのご協力をおねがいします

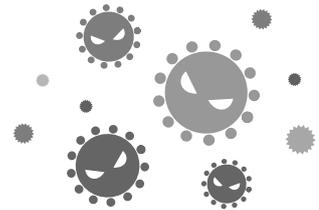
咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

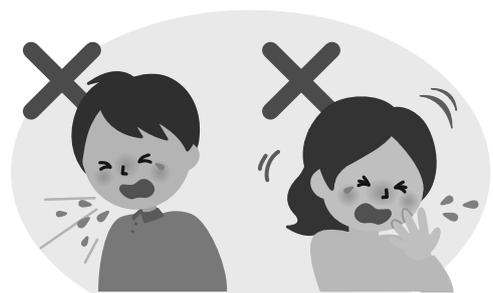
- ・マスクを着用します。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。



3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する (口・鼻を覆う) ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う とっさの時 袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをする 咳やくしゃみを手でおさえる

正しいマスクの着用



- 1 鼻と口の両方を確実に覆う
- 2 ゴムひもを耳にかける
- 3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



時間外労働の上限規制って何？ うちの会社も見直す必要がある？

🕒 ポイント

- 労働者が **法律の上限を超える時間（※）** 働く場合には、あらかじめ「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」が必要です。
- 2020年4月から、36協定で定めることができる時間外労働時間に制限（**時間外労働の上限規制**）ができます。

（※）法律の上限を超える時間 とは

労働時間の上限（法定労働時間）

原則 … 1週:40時間、1日:8時間

例外※ … 1週:44時間、1日:8時間

※労働者10人未満の商業、映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、保健衛生業、接客娯楽業

休日の最低基準（法定休日）

毎週1回または4週を通じて4日以上

（午前0時～午後12時の1暦日の休み）

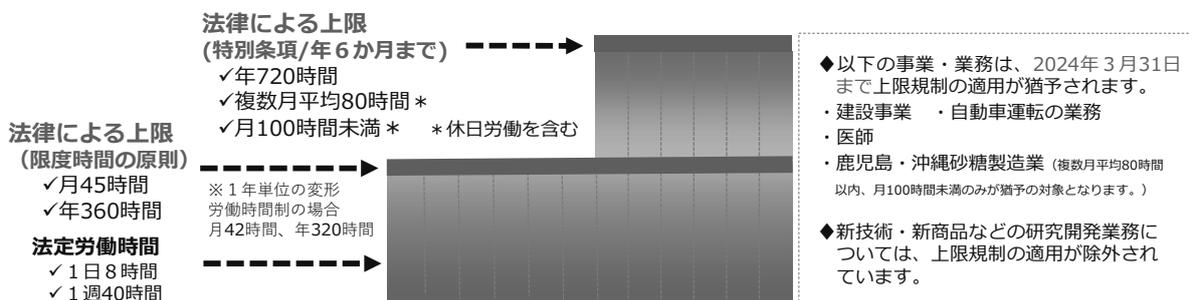
超えない

特に新しい対応はありません。

超える

過半数組合や過半数代表者と**時間外労働の上限規制**の範囲内で36協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

時間外労働の上限規制の具体的な内容



うちは今までも36協定を結んでいたけど、「月45時間」「年360時間」までと定めているから、今すぐ見直す必要はないんだね。

さらに詳しく知りたい方はこちら

時間外労働の上限規制に関する解説用パンフレットをご用意しています。



36協定の締結に当たって注意すべき4つのポイント

Point 1

「1日」「1か月」「1年」について、時間外労働の限度を定めてください。

- 「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの時間外労働の限度を定める必要があります。

Point 2

協定期間の「起算日」を定める必要があります。

- 1年の上限について算定するために、協定期間の「起算日」を定める必要があります。

Point 3

時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内であることを協定で定める必要があります。

- 36協定では「1日」「1か月」「1年」の時間外労働の上限時間を定めます。この上限時間内で労働をさせた場合であっても、実際の時間外労働と休日労働の合計が、月100時間以上または2～6か月平均80時間超となった場合には、法違反となります。
- このため、時間外労働と休日労働の合計を月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とすることを、協定で定める必要があります。36協定届の新しい様式では、この点について労使で合意したことを確認するためのチェックボックスが設けられています。

Point 4

限度時間を超えて労働させることができるのは、「臨時的な特別の事情がある場合」に限ります。

- 限度時間（月45時間・年360時間）を超える時間外労働を行わせることができるのは、通常予見することのできない業務量の大幅な増加など、臨時的な特別の事情がある場合に限ります。



臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合の事由については、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など、恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

(臨時的に必要な場合の例)

- ・ 予算、決算業務
- ・ ボーナス商戦に伴う業務の繁忙
- ・ 納期のひっ迫
- ・ 大規模なクレームへの対応
- ・ 機械のトラブルへの対応

過半数代表者の選任

- 36協定の締結を行う労働者の代表は、労働者（パートやアルバイトなども含む）の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する方（過半数代表者）が行う必要があります。
- 過半数代表者の選任に当たっては、以下の点に留意する必要があります。
 - ✓ 管理監督者でないこと
 - ✓ 36協定を締結する人を選出することを明らかにした上で、投票・挙手などの方法で選出する
 - ✓ 使用者の意向に基づいて選出された人でないこと（※）
（※）会社による指名や、社員親睦会の代表が自動的に選出されることなどは不適切な選出となります。
- 使用者は過半数代表者が協定締結に関する事務を円滑に遂行できるよう、必要な配慮（※）を行わなければなりません。
（※）事務機器（イントラネットや社内メールも含む）や事務スペースの提供など

災害発生状況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和2年2月10日現在)

発生日・時間	業種	労働者数	被災者職名	年齢	経験	事故の型	起因物	災害状況
7月 11:00~11:30	建設業	1~9	作業員	40代	24年	その他	起因物なし	被災者は遅延工事を応援するため社用車で現場へ向かい、午前9時頃から作業を開始した。午前10時の休憩後、作業を再開したが、午前11時頃に体調不良を訴え、現場付近の社用車内で休憩を取った。その後午後5時45分に元請職員が車の中で意識を失った状態の被災者を発見した。
8月 11:00~11:30	陸上貨物運送事業	30~49	運転者	40代	5年	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	木材チップを大型トラックで客先に配送後、被災者がショベルローダーにて積み降ろし作業を行った後、被災者が会社に体調不良の連絡を入れた。その後、別の運転手が意識を失い座席に座った状態の被災者を発見した。
1月 14:00~14:30	清掃・と畜業	10~29	作業員	70代	4年	はさまれ、巻き込まれ	解体用機械	廃棄物保管用の擁壁を鉄板で溶接補強するため、解体用つかみ機で鉄板を押さえたうえで、被災者が、解体用つかみ機のアタッチメントと床面の間に体を入れたところ、アタッチメントが下に滑り、被災者の頭部がアタッチメントと床面の間にはさまれた。
1月 10:00~10:30	建設業	1~9	作業員	40代	25年	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	被災者と交通誘導員の2人が下水管清掃作業に従事し作業終了後、被災者がマンホールから地上に出ようとしたところ、頭部を一般車両に轢かれてマンホール内へ墜落した。
2月 8:00~8:30	港湾荷役業	50~99	作業員	20代	18ヵ月	崩壊、倒壊	荷姿の物	接岸した貨物船に積まれたコンクリート製板72枚(重さ15トン/枚)を、岸壁の移動式クレーンにて、陸へ降ろす作業を行っていたところ船内に積まれた積み荷のコンクリート製板が荷崩れを起こし、作業員2名が下敷きになった。1名はその場で死亡が確認され、もう1名は両足を挟まれ重傷。
1月 11:30~12:00	商業	1~9	作業員	50代	28年	墜落、転落	階段、棧橋	丘陵地にある幼稚園に納品のため、幼稚園上方にある道路に車を停めて商品を台車に載せ、幼稚園南側に隣接する階段(階段の中央部に自転車通行用の斜路がある)を後ろ向きで下りている途中、転落した。

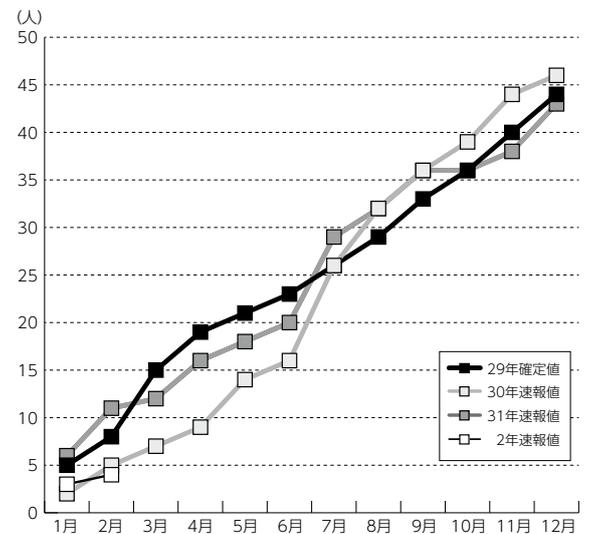
愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和2年2月10日現在の速報値)

平成31年発生分 ※ () 内は交通事故による死亡者数で内数である。

令和2年発生分

月別死亡災害発生状況積算グラフ

業種	年別	平成31年	平成30年	平成30年	令和2年	平成31年	平成31年
		速報値	同期	確定値		速報値	同期
製 造 業	食料品製造業	8	20	20	0	1	8
	化学工業		1	1			0
	鉄鋼・非鉄金属	1	3	3			1
	金属製品	3	7	7			3
	一般・電気・輸送用	2	5	5			2
	その他	2	4	4		1	2
建 設 業	土木工事業	16	10	11	1	1	16
	建築工事業	3	4	5	1	1	3
	その他	8	3	3			8
陸上貨物運送事業	卸売業	5	3	3			5
	小売業	4	5	5	1	1	4
	その他	7	4	4	1	2	7
清 掃 ・ と 畜 業	卸売業	2	1	1			0
	小売業	5	3	3	1	1	5
	その他	2		0		1	2
上記以外の事業	2	1	1	1		2	
合計	6	5	5	1	1	6	
合計	43	45	46	4	6	43	



作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について、「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する件」等の周知について (協力依頼)

愛知労働局

愛知労働局長は令和2年2月4日付で当協会長に対して、「作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について*」[下欄①]、2月17日付で「『労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する件』等の周知について (協力依頼)」[下欄②]の周知依頼を发出されました (これを受け、当協会は会員事業場に速やかに周知啓発しました。)

※これに関連し、愛知労働局長は関係各位に2月20日付で「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドラインの策定について」[下欄③]の周知依頼を发出されました。

詳細は当協会ホームページの「お知らせ」をご確認ください。

① https://www.airouki.or.jp/news/cat26/post_44.html

② https://www.airouki.or.jp/news/cat26/post_45.html

③ https://www.airouki.or.jp/news/cat26/post_46.html

愛知安全管理者交流会・愛知衛生管理者交流会・愛知THP推進協議会 幹事会

愛知安全管理者交流会および愛知THP推進協議会は、2月25日（火）に合同で幹事会を開催しました。なお、愛知衛生管理者交流会は幹事会社のご都合により出席数が過半数に満たず、書面にて開催としました。

議案として、「2020年度事業計画案」および「任期満了に伴う幹事候補の選任」が上程され、いずれも承認されました。また、「2019年度事業計画の進捗状況」の報告が行われました。なお、選任された幹事候補はいずれも重任で、以下のとおりです。20年6月開催予定の「第8回合同総会」に選任議案が上程される予定です。

愛知安全管理者交流会	愛知衛生管理者交流会	愛知 THP 推進協議会
(株)デンソー	日本ガイシ(株)	トヨタ自動車(株)
(株)UACJ 名古屋製造所	愛三工業(株)	中部電力(株)
(株)豊田自動織機	アイシン精機(株)	トヨタ紡織(株)
(株)東郷製作所	ブラザー工業(株)	日本製鉄(株) 名古屋製鐵所
トヨタ車体(株)	東邦ガス(株)	(医)あいち健康クリニック
		名古屋鉄道(株)

なお、20年度は従前の当協会事業への「協力」や「共催」に加えて、会員事業場が相互に研鑽に励み、知識の習得と啓発を図るため、会員相互間で事業場見学を年2回（愛知安全管理者交流会が1回、愛知衛生管理者交流会および愛知THP推進協議会が合同で1回）実施することが提案・承認されました。見学先の事業場など詳細は決まり次第ご案内します。

また、幹事会終了後、西尾労働基準協会 専務理事の柵木 清孝 氏より「管内中小企業とのリスクアセスメント協業活動について」と題して、同協会のリスクアセスメントに係る活動を紹介していただきました。

（ご講演いただいた柵木 清孝 氏にご寄稿いただきました。）



講演される柵木 清孝 氏

西尾労働基準協会の会員事業所数は約600社で従業員数50名クラスが約80%、製造業は約20%と愛知県内有数の中小企業を中心としたものづくり集積地です。

県内では「製造業」「従業員50人規模」「動力挟まれ・巻き込まれ」の内容で大きな災害が発生していることから、当地区でも今一度安全管理を再確認していく必要がある状況です。

リスクアセスメント（以下RA）法令化の背景

団塊の世代退職に伴う技能の伝承ミスで重大災害が多発したことを受け、経験則からリスクの可視化へ、また個人に頼るのではなく、しくみ化で対応すべきとRAが法令化、マネジメントシステムが重要視されました。

運営上の悩み

その背景からRAの意義は下記と考えます。

- 1 リスク可視化⇒全体的見える化
- 2 大きな災害をなくす⇒警戒すべきものをハッキリさせソフト&ポカヨケ併用の管理で対応…これが大きな災害をなくす口ジック
- 3 そして優先順位をつけて計画的に対策する。

しかし、大手メーカー数十社と悩みを話し合うと

- ◆上記3のみの傾向となった
- ◆評価が主観的で後輩が理解できず、この10年を振り返ると資料を見なくなった
- ◆帳票主体で机上の作業

西尾地区の協業活動

先発メーカーの悩みを踏まえ、“安全とは受け入れ不可能なリスクがないこと” “危険度合いはリスクで物事をとらえる”の考え方は変えずに、後発メーカーが一歩踏み出せるやり方をRA研究会で検討しました。

その内容は愛知労働局が提示する『危険源』『作業』『マネジメント』を重点とする中、協業活動は『危険源の調査』で、最終的に大きな災害リスクの危険源を特定することを狙った活動です。監督署様のご協力も得て、昨年12月に会員9社に出向き相互確認会も実施できました。今後3年計画で会員600社に浸透を図っていきます。

そして、特定できたらソフト&ポカヨケ併用の管理を目指そうと2020年新設の研修会から声を大きくします。

最後に、「この街の企業だったら息子を安心して就職させられる安全のベースがある」と言われるよう活動してまいります。

経営者セミナー

当協会は、2月3日（月）にミッドランドホール（名古屋市中村区）において、企業の経営者や人事労務の管理職、社会保険労務士などを対象に、「4月1日施行の『いわゆる同一労働同一賃金』問題への対応はどうか」と題して、標記セミナーを開催しました。

企業経営に大きな影響を与える「同一労働同一賃金」の施行（大企業2020年4月、中小企業21年4月）が迫る中、労働関係の弁護士として第一人者の安西 愈 氏をお招きし、判例などを踏まえた最新の情勢や具体的な留意点、派遣労働者への対応などについて解説していただきました。

その中で、不合理な待遇差と認められないための対応については、「各賃金項目について、趣旨、目的、支給要件を文書化（できれば規定化）して定めることとし、三要素（職務の内容+権限と責任の範囲、人材活用の仕組み等、その他の事情）と関係づけた待遇差の根拠の明白化が必要である。具体的には、正社員が、広範囲・高度・専門性をもった業務への対応や、上級職階への能力向上義務、業務の多様性（転籍・志向）などを求められている場合、長期雇用、能力向上と企業貢献、採用が困難、退職防止、キャリア形成確保対策などが待遇差の説明の根拠になりうる。」との説明をいただきました。



安西 愈 氏

危険体感教育

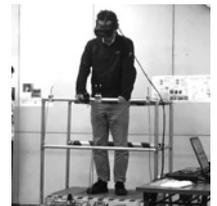
当協会は、2月14日（金）に日本製鉄(株)名古屋製鉄所「危険体感訓練場」において、危険体感教育を行いました。

同製鉄所の危険体感訓練場では、「安全と健康は、すべてに優先する最も大切な価値であり、事業発展を支える基盤である」「当社グループで働く人々の安全と健康を確保するための努力を継続的に行うとともに、安全衛生を通じて社会に貢献し続ける」との安全衛生理念の下、毎年、協力会社を含めた従業員に対して「危険体感教育」を実施しています。

こうした中、参加者は、「挟まれ(荷ぶれ)、転落墜落、感電(3mA)、爆発(有機溶剤・LPG)、回転体巻き込まれ、火傷(作業着燃焼)、転落(階段)」などに加え、実効性の高いバーチャルリアリティー(VR)による「転落、感電、巻き込まれ災害」を体感しました。



回転体巻き込まれ



VR転落体感

2020年度 愛知産業安全衛生大会の司会者を募集します

当協会は全国安全週間（7月1日～7日）内に、愛知県内で安全衛生に携わる方々が一堂に会し、安全衛生意識の高揚と安全衛生管理水準の向上を目指す「愛知産業安全衛生大会」を開催するにあたり、本大会の司会進行を担当していただける方を以下のとおり募集します。

- 【日 時】 7月3日（金） 12時30分～16時30分
- 【会 場】 名古屋国際会議場センチュリーホール（名古屋市中村区西町1番1号）
- 【募集事項】 当協会会員事業場の従業員の方に司会進行をお願いする
- 【申込期限】 3月31日（火）
- 【申込先・お問い合わせ先】 （公社）愛知労働基準協会 教育事業部
TEL 052-221-1439 / メール kj-ark@airouki.or.jp

「令和元年度 愛知県『働き方改革』に向けた関係機関連絡協議会」が開催されました

愛知労働局は、2月3日（月）に同局内で今年度の標記協議会を開催しました。本協議会は、同局、中部経済産業局、愛知県および名古屋市と、経済団体、労働団体、業界団体に当協会を含めた14団体で構成されています。

会議では、愛知労働局の佐藤 広道 総務部長の挨拶、続いて、各行政機関から働き方改革実現に向けた施策の説明、各団体から取組みの紹介後、情報・意見交換が行われました。その中で、今年度は大企業・親事業者による下請けなどの中小事業者に対する「しわ寄せ」が大きなテーマとして取り上げられましたが、これを含め、行政機関や団体にとって、今後の取組みに大変有意義なものとなりました。

セミナー 開催案内

民法改正セミナー ～民法改正による人事労務管理への影響とその対応～

今年4月1日に施行される改正民法は、民法制定以来、121年ぶりとなる抜本改正であり、債権法が大きく見直されます。施行を目前に控える中、人事労務管理に影響する消滅時効、身元保証、法定利率・中間利息控除の改正を中心に、それらの影響と具体的な対応について解説していただきます。

【日 時】 2020年3月13日(金) 13時30分～16時30分

【会 場】 当協会 ポーラ名古屋ビル研修室

【参加費】 会員：3,000円(愛知県下の各労働基準協会会員) / 非会員：4,000円 (税込)

【講 師】 杜若経営法律事務所 弁護士 岸田 鑑彦 氏

新型コロナウイルス感染症に係る参加者の皆様へのお願い

- ・発熱や咳などの症状がみられる場合には、受講を見合わせていただきますようお願いいたします。
なお、開催日の前日(12日)までキャンセルを受付(参加費をご返金)させていただきます。
- ・受講いただく際は、可能な限りマスクのご着用をお願いします(マスクは各自でご持参ください。)
- ・手指消毒・手洗いなど十分な対策をお願いします。
- ・本感染症の状況などにより開催を中止する場合があります。
この場合、当協会ホームページでご案内するとともに、参加者の皆様に個別にご連絡します。

外国人技能実習制度関係者養成講習

外国人技能実習生を受け入れる監理団体や実際に技能実習を行う実習実施者は、担当する役職員の職務に応じて、技能実習法、入国管理法および労働基準法などの法令、労働災害防止対策や災害発生時の対応、技能実習指導方法など一定の講習を受講することが求められています。こうした中、当協会は、(公社)全国労働基準関係団体連合会(全基連)が愛知県内で開催する養成講習に「協力」しています。

2019年度は、3月に実施予定の4講習を含めると、1,120名ほどの方に受講していただくこととなり、全基連の本講習では全道府県最多の受講者数となります。20年度の開催予定は以下のとおりですが、状況に応じ適宜追加開催いたします。

(受講料はテキスト代・消費税込)

月	日 時	講習名	受講料	会 場
4月	18日(土) 9時25分～16時50分	技能実習指導員	10,500円	ポーラ名古屋ビル9階
	19日(日) 9時25分～17時10分	技能実習責任者	11,500円	
	20日(月) 9時25分～15時40分	生活指導員	9,500円	
6月	16日(火) 9時25分～17時10分	技能実習責任者	11,500円	
	17日(水) 9時25分～16時50分	技能実習指導員	10,500円	
10月	9日(金) 9時25分～17時10分	監理責任者等	12,500円	
	10日(土) 9時25分～17時10分	技能実習責任者	11,500円	
	11日(日) 9時25分～16時50分	技能実習指導員	10,500円	
	12日(月) 9時25分～15時40分	生活指導員	9,500円	

【申 込 方 法】 インターネット以下までお願いします(開催日の約2か月前からお申込みいただけます)。
(公社)全国労働基準関係団体連合会 (<http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>)

【お問い合わせ先】 (公社)愛知労働基準協会 TEL 052-221-1438
詳細は当協会ホームページ (<http://www.airouki.or.jp/>) にも掲載しています。

2019年度 第2回合同部会(総務・安全・健康・賃金・時間・労災部会)の開催方法の変更について

標記合同部会については、「3月13日(金)」開催として既にご案内しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、皆様にお集まりいただく会議などを極力回避するため、同部会にご出席予定の皆様には書面にてご審議いただくよう開催方法を変更させていただきます。

ご出席予定の皆様には、3月中旬に「2020年度 事業計画一次案」に対する部会員の皆様のご意見などを適宜反映した「2020年度 事業計画案」をメールにて送付させていただきますので、資料をご確認いただき、ご意見などがある場合は改めてメールまたはFAXにてご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

技能講習等講習会予定表

		学 科		実 技					
		日	会 場	日	会 場	日	会 場	日	会 場
フォークリフト運転 (31Hコース)	3月	9	NSB東海	10.11.12	NSB東海	13.16.17	NSB東海		
		17	NSB東海	18.19.23	NSB東海	24.25.26	NSB東海		
	4月	3	ポーラ名古屋ビル	5.12.19	水谷運輸	6.7.8	NSB東海		
		13	ポーラ名古屋ビル	14.15.16	NSB東海	17.20.21	NSB東海		
		21	ポーラ名古屋ビル	22.23.24	NSB東海	27.28.30	NSB東海		
	5月	11	ポーラ名古屋ビル	12.13.14	NSB東海	15.18.19	NSB東海	17.24.31	水谷運輸
		13	江南市民文化会館	17.24.31	(株)稲葉製作所				
		19	ポーラ名古屋ビル	20.21.22	NSB東海	25.26.27	NSB東海		
		27	ポーラ名古屋ビル	28.29.6/1	NSB東海	5/31.6/7.14	トヨタL&F北名古屋		

講習会	会 場	3月	4月	5月	
ガス溶接 【学科1日実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	2	8	26	
	(実) トヨタ教育センター	7	11	31	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 3.4	(学) 8.9	(学) 13.14	
		(実) 5or6	(実) 10	(実) 15	
		(学) 10.11	(学) 15.16	(学) 20.21	
		(実) 12or13	(実) 17	(実) 22	
		(学) 16.17			
	(実) 18or19				
	豊川市文化会館			(学) 20.21 (実) 25or27	
	トヨタ教育センター		(学) 20.21 (実) 22or23		
	有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		13.14	18.19
				22.23	23.24
				28.29	
伏見第一ビル		5.6			
		16.17			
半田館内				18.19	
トヨタ教育センター			8.9		
豊川市文化会館		22.23			
江南館内			7.8		
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	10.11	6.7	11.12	
			15.16		
	伏見第一ビル		27.28		
	豊川市文化会館	18.19		14.15	
プレス機械作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	18.19	13.14		
乾燥設備作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	2.3	8.9	20.21	

講習会	会 場	3月	4月	5月		
技能講習	はい作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		23.24		
	石綿作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		20.21		
	鉛作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		26.27		
	ショベルローダー等運転 【学科1日実技2日】 【学科1日実技3日】	(学) ポーラ名古屋ビル (実) ポリテクセンター	9 10.11.12or 13.16.17	14 15.16.17or 20.21.22	1 7.8.11or 12.13.14	
	高所作業車 【学科1日実技1日】	(学) 伏見第一ビル (実) PEO建機	4 5or6			
特別教育	アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】	(学) ポーラ名古屋ビル (実) ポリテクセンター	4.5 14	23.24 25	28.29 30	
	自由研削といし 取替・試運転 【学科1日実技0.5日】	ポーラ名古屋ビル		22	25	
	機械研削といし 取替・試運転 【学科1日実技0.5日】	トヨタ教育センター			19 20or21	
	産業用ロボット(検査・教示) 【学科2日実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル (実) 三菱電機		20.21 22or23or24		
	粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		28		
	能力向上等	低圧電機 【学科1日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	2 3	16 17	6 7
		フルハーネス(6H)	ポーラ名古屋ビル	4 6	16	14
		ダイオキシソシ	ポーラ名古屋ビル			25
		安全衛生推進者	ポーラ名古屋ビル		27.28	
	勉強会	安全管理者選任時	ポーラ名古屋ビル	16.17		
局所排気装置等自主検査者 【学科2日実技1日】		ポーラ名古屋ビル	(学) 9.10 (実) 11or12		(学) 26.27 (実) 28or29	
衛生管理者(一種) 【学科4日】	伏見第一ビル	9.10.11.12		11.12.13.14		

日付の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	3月
優良事業場見学会(川崎重工業・岐阜工場)	4 (開催延期)
「36の日」記念働き方改革実現セミナー(名古屋商工会議所)	6 (開催中止)
第三次産業向け労務・安全セミナー	9 (開催延期)
民法改正による人事労務管理への影響とその対応	13

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。

表紙写真 コメント

ノースポール/開花時期：3～6月。耐寒性があり、花付きが良い。丈夫で育てやすく、開花期が長い。

中電ウイング株式会社のチャレンジド(障がい者)の手によって育てられた花苗です。
中電ウイング株式会社は、平成13年4月、親会社である中部電力株式会社の経営理念の一つである「社会との共生」の具体化として、重度の身体障がい者と知的障がい者の雇用促進を目的に設立された子会社です。